

平成15年7月

Vol. 1

名田島自治会報

発行／名田島自治会連合会
編集／自治会総務部
印刷／(株)山口県農協印刷

会長ご挨拶



名田島自治会連合会
会長 大林 基宏

名田島自治会連合会発足によせて

「今年は春より長雨が続き麦の赤カビ病対策に悩まされ大変でしたが幸いに天候の回復に恵まれて麦の収穫も無事にでき、大豆の作付け・田植え等の農作業も完了し、会員の皆様はご健勝でご活躍の事と存じます。

私達を取り巻く諸情勢は、地方財政の健全化を目標に合併問題、米の需給調整の問題など、当面する課題は山積みしております。

名田島地区では長い間の懸案事項でありました自治会組織化の問題が協力員会で討議され、各位のご協力により各集落に自治会参加への意向が反映され各種団体の賛同を得て、三月二十九日名田島自治連合会が発足いたしました事を心から感謝致す次第でございます。

自治会運営を円滑に遂行するために総務部会、民生部会、土木部会、教育部会を設け、名田島地区に当面している問題、少子高齢化の問題、清掃活動の問題、防災対策として市道建設問題(向山中)、大堤防護岸工事等の諸問題を解決していく組織体が整備されました。

自治会組織をよりどころに一步步づつ牛歩戦術で皆様方にご迷惑をおかけする事のないように職務を全うする次第でございます。

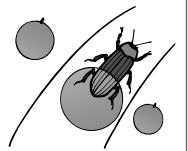
役員紹介

会長	長	大林 基宏	(昭和東自治委員)
副会長	長	三輪 正明	(島上自治委員)
監事	計	松永 君子	(婦人会)
監事	事	佐々木 毅	(向山下自治委員)
監事	事	金子 鋭二	(新聞作沖自治委員)
監事	事	西村 哲郎	(新聞作下自治委員)
総務部会	長	国重 昇	(昭和西自治委員)
総務部会	副会長	浅原 利夫	(新聞作西自治委員)
委員		河村 昌俊	(公民館運営審議会)
委員		松永 君子	(婦人会)
委員		粟山 新治	(山口市農業委員)
委員		木村 恒之	(体育協会)
民生部会	長	原田 正之	(東開作自治委員)
民生部会	副会長	山下 武彦	(島下自治委員)
委員		林 政雄	(社会福祉協議会)
委員		中村 治美	(防犯対策協議会)
土木部会	長	中尾 秀秋	(向山中自治委員)
土木部会	副会長	末永 正行	(向山上自治委員)
委員		河村 博次	(消防団)
委員		田中 信征	(JA)
教育部会	長	福永 義之	(新聞作東自治委員)
教育部会	副会長	田中 充	(新聞作上自治委員)
委員		中村 芳男	(青少協)

各 部 会 長 ご 挨 拶

民生部会長

原田 正之



比の度民生部会長を引き受けるにあたり、早速五月二十四日に、バイパス側道・榎野川河川敷の清掃活動を五十数名のご協力を得て行ないました。数日後に回って見るとほつりほつりとゴミが捨ててあります。ゴミとして捨てずに持ち帰り、リサイクル・燃えるゴミ・不燃物等に分類して処理するように心掛けると共に、日常

生活の中でどうしたらゴミを少なくすることが出来るか真剣に考えてみましょう。

名田島の人口は年々減少しています。さみしいかぎりです。高齢者は健康で長生きし、新しい生命の誕生が多くなることを切に望むところです。

住宅、職業等いろいろと難しい問題がありますが若者が地元で定住し名田島の将来に希望と活力を与えてもらいたいものです。

これからの民生部の活動に対して地区の皆さんのご意見とご協力を心からお願ひ致します。

総務部会長

国重 昇

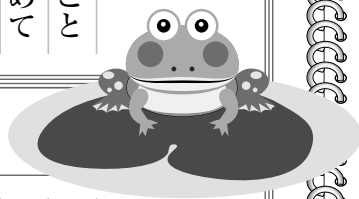
この度、総務部会長という大役を務めさせていただくこととなりました。

なにぶんにも発足したばかりです、皆様方のご意見を拝聴しながら活動に取り組んでいきたいと思ひます。

又、自治会だよりにつきましては、皆様方より心待ちいただけるような活動内容がお届けできるよう、スタッフ一同の力添えにより頑張りますのでよろしくお願ひ致します。

土木部会長

中尾 秀秋



この度、土木部会長を引き受けることとなりました。このような大役は初めてであります、ご期待にそえるよう精一杯努めたいと思ひますのでご指導のほどよろしくお願ひ致します。

行政当局への働きとしまして、名田島自治連合会土木部会の一つの要望が成果としてあがるようにし、個人の力よりやっぱり自治会組織にした方が良かったと思われるように努力したいと思ひます。

教育部会長

福永 義之

地域の教育や文化について、皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、ご意見をくださいますようお願いいたします。

また、そのご意見が実現できますよう頑張らせていただきます。



平成15年度予算

収入の部

項目	予算額	附記	
会費	512,000	487戸×1,000円	487,000
		法人5×5,000円	25,000
合計	512,000		

支出の部

(単位：円)

項目	予算額	附記	
総務費			193,000
会議費	70,000	総会、その他会議	70,000
負担金	23,000	山口市自治会連合会負担金	18,000
		山口市自治会連合会視察	5,000
事務費	40,000	コピー使用料(公民館)	20,000
		切手	10,000
		文具	10,000
交際費	30,000	祝儀	30,000
交通費	30,000	会議交通費	30,000
事業費			299,000
自治会だより	99,000	33,000円×3回	99,000
部会事業	200,000	総務部会	50,000
		民生部会	50,000
		土木部会	50,000
		教育部会	50,000
予備費	20,000		20,000
合計	512,000		



ちょっとこの時期 気になる話

台風が近づいてくるとき、非常に多くの場合、人々の関心が「中心の位置がどこであるか」に集まります。

だが、それだけに注目していたのでは、防災対策としてきわめて不十分です。

中心のまわりには直径が数百キロに及ぶ広い暴風域があります。この暴風域こそが、迎え撃たねばならない防災対象です。

中心だけが台風ではありません。中心は、その暴風域の所在を知るための目印にほかなりません。気象庁の台風情報や予報図には、必ず中心と暴風域とが示されます。そしてさらに、暴風域の中にも外にもたくさん雨雲が存在しています。それら全体が台風なのです。

台風は、中心という点ではなく、暴風と雨雲のかたまり(面)であるということを忘れないでください。

けれども、たった一つ、例外があります。



台風がやってくる方向に向けて湾口が開いている湾の沿岸の方々に、この例外が当てはまります。台風の中心が湾の西を通るか、東を通るかは、重大問題です。

中心が湾の西側を通過って北上すると、高潮が発生します。

例えば、有明海、周防灘、大阪湾、伊勢湾、東京湾等々の西岸に接近して中心が通ると、湾の海水がどっと陸地に押し寄せられてきて、大変なことになります。

高潮から生命を守る方法は、ただ一つ、湾から遠ざかってしまふことです。高潮注意報や高潮警報が出たならば、湾の近くから退避することが肝心です。

名田島自治会連合会規約

(目的)

第1条 この会は、名田島地区の各集落の連絡調整と協調を図り、地区内の各種団体との連携を密にし、よりよい地域づくりをめざし、名田島地区住民の福祉の増進、文化の向上、地域の振興発展に寄与することを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 この会は、名田島自治会連合会(以下「会」という。)と称し、事務局を名田島出張所内に置く。

(組織)

第3条 この会は、名田島地区内居住者及び勤務者で組織し、次の名号から選出した委員で運営する。

- (1) 各集落代表者(自治会)1名
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 前項委員の推薦する者
2. 委員は、代理人を出席させることができる。
3. 代理人は、会長の承認を得て、会議で意見を述べるとともに議決権を行使することができる。

(事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会活動の積極的な推進、各集落の相互連携に関すること
- (2) 各種団体との連携並びに相互支援に関すること
- (3) 地域経済の振興、生活文化の向上、福祉の増進環境美化等に関すること
- (4) 住民の要請に基づく陳情・請願に関すること
- (5) 行政機関等の諮問に対する答申並びに意見具申に関すること
- (6) その他目的を達成するために必要とする事業

(役員及び選出)

第5条 この会に次の役員を置く。役員を選出は委員の互選による
会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名、
部会長4名

(顧問及び参与)

第6条 この会に、総会の承認を得て顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 顧問及び参与は、会長が総会に諮り委嘱する。
- (2) 顧問は、総会及び部会に出席し、会長及び部会長の諮問に応じ助言及び意見を述べることができる。
- (3) 参与は、会に対し指導、助言、意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は会務を総理し、会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは会長の職務を行う。
3. 会計は、この会の会計を処理する。
4. 監事は、この会の会計監査と必要に応じ業務監査を行う。
5. 部会長は、それぞれの部会を総理し、その部会を代表する。

(委員及び役員の任期)

第8条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠の委員及び役員の任期は、前任者の残任期

間とする。

3. 委員及び役員は、任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(事務局)

第9条 この会に事務局を設け、事務局員若干名を置くことができる。

2. 事務局員は会長が委嘱する。

(会議)

第10条 会長は、委員を招集し総会及び委員会を開催する。

2. 総会は、この会の最高議決機関で次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任に関する事
 - (2) 事業報告及び決算報告
 - (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) 規約の改廃
 - (5) 会費の徴収に関する事項
 - (6) 名田島地区に関する重要事項
 - (7) その他この会の運営に関する重要事項
3. 総会の議長は、会長が務める。
4. 総会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席委員の過半数以上をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
5. 委員会は、必要に応じ会長が招集する。
6. 事務局員は会議に出席し、議長の許可を得て意見を述べることができる。

(部会)

第11条 この会に、次の部会を設置することができる。

- (1) 総務部会
 - (2) 民生部会
 - (3) 土木部会
 - (4) 教育部会
2. 各部会は、部会長1人、副部会長1人、部会員により構成され、委員をもってあてる。
3. 各部会は、部会長が招集し開催する。

(会計)

第12条 この会の経費は、会費、負担金、助成金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費の徴収)

第13条 会費は、名田島地区内の集落に属する各戸から徴収し、1戸当たり年額1,000円とする。また、法人については、1社当たり年額5,000円とする。
2. 会費は、第3条第1項(1)の委員が、毎年4月に各集落分をとりまとめ徴収する。
3. 徴収した会費は、原則として返還しない。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。
2. この会は、事業を遂行するために必要がある場合は、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

附則

1. この規約は、平成15年4月1日から施行する。

名田島自治会連合会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名田島自治会連合会規約第1条、4条の目的を円滑に遂行するために必要な事項を定め、もって連合会の円滑な実施に資することを目的とする。

(組織)

第2条 名田島自治会連合会規約第3条第2項における委員とは、次に挙げる組織の代表者とする。

社会福祉協議会
公民館運営審議会
婦人会
防犯対策協議会
山口市農業委員
体育協会
消防団
青少年健全育成地区民会議
山口中央農協名田島支所

(役員の仕事)

第3条 会長は、年度初めに予算案を作成し、総会に諮る。

2. 会計の仕事は次のとおりとする。

(1) 出納に関する事

ア 出納票の作成

イ 出納一覧の作成

ウ 通帳の管理

エ 決算に関する事

オ その他出納に関する事

3. 会計は、事務局に事務局員がいる場合、前項の仕事を事務局員に委任することができる。ただし、会計処理が事務局員に委任された場合においても、統括は会計が行う。

4. 会計は、会計監査のために、当該年度会計が終了し次第、次に挙げる物を監事に提出する。

(1) 出納票

(2) 出納一覧

(3) 通帳

(4) 決算書

5. 監事は、当該会計年度が終了し次第、会計監査を行い、監査結果を総会において報告する。

(事務局)

第4条 名田島自治会連合会規約第9条に於ける事務局員は、事務局の事務処理を行う十分な能力をもつ者とする。

2. 事務局員の事務内容は、次のとおりとする。

(1) 文書事務

(2) 連絡及び調整事務

(3) 事業補助

(4) 備品管理

(5) 会計に会計処理を委任された場合においては、第3条第3項(1)の仕事

(6) 山口市地域コミュニティ団体支援事業に関する事

(7) その他雑務

(旅費・日当)

第5条 名田島自治会連合会規約第3条の各委員及び、同規約第6条の顧問及び参加については、無給とす

る。ただし、連合会代表者として、山口市南部地域外の会議や大会等に出席する場合には、日当及び旅費として1,500円を支給する。

2. 事務局員の給与については、年額を山口市地域コミュニティ団体支援事業で定める名田島地区件費の額と同額とする。ただし、委嘱期間が1年に満たない場合は、月割りとする。

(会議)

第6条 定例総会を毎年4月に開催する。

2. 会長が必要と認めるときは、会長は臨時総会を招集することができる。

(各部会の仕事)

第7条 各部会の担当分掌は次のとおりとする。

(1) 総務部会

ア 自治会運営全般に関する事

イ 事業の振興に関する事

ウ 名田島地区の広報に関する事

エ イベント等の企画に関する事

(2) 民生部会

ア 自然環境の保全・美化に関する事

イ 生活環境の維持・向上に関する事

ウ 食の安全・振興に関する事

エ 高齢者福祉事業の推進に関する事

オ 乳幼児福祉事業推進に関する事

カ 若者の定住促進に関する事

(3) 土木部会

ア 用水池や河川、堤防、道路の安全対策推進に関する事

イ 住宅や道路、農地等の整備計画に関する事

ウ 公共設備の設置に関する事

エ 防災に関する事

(4) 教育部会

ア 青少年健全育成に関する事

イ 学校整備に関する事

ウ 生涯学習の推進に関する事

エ 文化財保護に関する事

オ 地区の文化・歴史に関する事

(部会員の任期)

第8条 部会の各構成員の任期は、2年とする。

2. 補欠の委員及び役員は、前任者の残任期間とする。

3. 委員及び役員は、任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附則

1. この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

名田島自治会連合会組織図

名田島自治会連合会

役員会
正副会長
各部会長

監事

事務局
書記
書会

総会・臨時総会

役員会

事業推進部会

教育
部
会

土
木
部
会

民
生
部
会

総
務
部
会

自治委員
社会福祉協議会
公民館運営審議会
婦人会
防犯対策協議会
山口市農業委員
体育協会
消防団
青少年健全育成地区民会議
山口中央農協名田島支所

タイトル募集

自治会だよりのタイトルを募集します。

■募集期間／7月末日まで

※各地区の自治委員

又は名田島出張所まで

編集後記

この度、名田島自治会連合会発足に併い、自治会だよりを総務部が担当し、ここに第1号として発行することができました。歩き出したばかり、これから先皆さま方のお役に立ち、楽しみな広報紙をめざして頑張っていきたいと思っております。ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

職員募集

★求人内容	
仕事内容	地区における地域コミュニティ推進に係る事務局業務、事業の企画・実施に関する業務及びその他地域コミュニティ団体の活動支援に関する業務
勤務地	山口市大字名田島（地区出張所内）
雇用期間	平成15年8月1日～平成16年1月30日
求人数	1名
勤務時間	月40時間
賃金	時間給 840円
休日	土曜日・日曜日・年末年始及び国民の祝日に関する法律に定める日
募集期間	平成15年7月1日～7日
★問い合わせ先	
実施自治体	山口市
担当部署	名田島出張所 ☎083-972-0710
備考	・募集者は、勤務地（山口市大字名田島）在住の方に限らせていただきます。 ・募集は、応募状況により募集期間途中でも締め切る場合がありますので、ご注意ください。